



島根県報

平成20年 9月30日 (火)

号外 第 116 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県報発行規則の一部を改正する規則 (総 務 課) 1

告 示

島根県報購読規程の廃止 (") 2

公布された条例等のあらまし

島根県報発行規則の一部を改正する規則 (規則第70号)

1 規則の概要

- (1) 島根県報を発行するのに用いる電磁的方法は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とすることとした。(第5条第1項関係)
- (2) 島根県報の発行のために、電磁的方法により不特定多数の者が島根県報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用することとした。(第5条第2項関係)
- (3) 事故その他特別の事情により書面をもって発行した島根県報は、総務部総務課に置く県政情報センター並びに支庁、県民センター及び県民センター各事務所に置く県政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供することとした。(第6条関係)
- (4) 島根県報の発行方法を電磁的方法とすることに伴う規定の整備
- (5) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第70号

島根県報発行規則の一部を改正する規則

島根県報発行規則(昭和25年島根県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第2条を第3条とする。

第1条第1項中「島根県報(以下「県報」という。)」を「県報」に改め、同条第2項中「外」を「ほか」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、条例等の公布に関する条例(昭和25年島根県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第2項の島根県報(以下「県報」という。)の発行等に関し必要な事項を定めるものとする。

第5条及び第6条を次のように改める。

(発行方法等)

第5条 条例第6条第1項に規定する規則で定める方法は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める措置は、インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用することとする。

(書面をもって発行した県報の閲覧)

第6条 条例第6条第3項の規定により書面をもって発行した県報は、総務部総務課に置く県政情報センター並びに支庁、県民センター及び県民センター各事務所に置く県政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供する。

第9条第2項中「締切る」を「締め切る」に改める。

第10条中「締切った」を「締め切った」に、「第1条第1項」を「、第2条第1項」に、「編集して印刷の手続をしなければならない」を「編集するものとする」に改める。

第13条を削る。

第14条中「印刷後」を「発行後」に改め、同条を第13条とする。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

告 示

島根県告示第796号

島根県報購読規程(平成14年島根県告示第388号)は廃止し、平成20年10月1日から施行する。

平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛